

税制が改正されました

～新型コロナウイルス緊急経済対策～

国では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として税制を改正しました。その主なものを紹介します。詳しくは三戸町ホームページをご覧ください。

不明な点がありましたら三戸町役場税務課へお問い合わせください。

町税の徴収猶予制度が新設

収入が大幅に減少し、納税が困難である場合、町へ申請することによって、延滞金なしで1年間徴収猶予（納税期限の延長）できる特例が設けられました。

申請対象者 ・令和2年2月以降の収入が前年同期と比べて20%以上減少した人

必要な書類 ・収入の減少がわかるもの（売上などがわかる帳簿、給与明細など）
・納税が困難であることがわかるもの（通帳など）

住宅ローン減税の適用要件が緩和

住宅ローン減税を受けるためには令和2年12月までに入居開始することが要件とされていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合でも、令和3年12月までに入居すれば適用されます。

町県民税の寄附金税額控除の拡大

指定イベントを中止した主催者に対してチケット代金の払い戻しを放棄した人について、寄附金税額控除が適用されます。（※町県民税の税額控除割合は10%）

固定資産税の特例措置（先端設備導入）の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者などを支援するため、適用対象※である償却資産に、事業用家屋、構築物を加え、また適用期限を2年延長し、令和4年度までとします。

※ 認定先端設備等導入計画に位置づけられた設備投資。対象となるものの固定資産税の税率はゼロです。

令和3年度分の固定資産税についての軽減

厳しい経営環境にある中小事業者などに対して、令和3年度分の固定資産税（償却資産、事業用家屋分）について軽減されます。

対象・要件

- ・令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上が前年同期比で30%以上減収していること
- ・経営革新支援機関として登録された税理士や公認会計士などにより減少要件を満たしていることの認定を受けた上で、令和3年1月までに町に申告すること

【固定資産税の減額割合】

対象	固定資産税の減額割合
減収状況が30%～50%未満	50%
〃 50%以上	100%



お気軽に
ご相談ください

【相談・問合せ】 三戸町役場 税務課 ☎ 20-1118